

## 第29回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年4月8日  
場 所 シビックコア 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	欠	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9時 00分  
閉 会 時 刻 午前 10時 00分  
配 布 物 「令和3年度農業委員会委員等研修会説明要旨」

<p>1 開会の辞</p> <p style="padding-left: 20px;">事務局長(種村明広)</p> <p style="padding-left: 20px;">農林商工部長(二井弘樹)</p> <p style="padding-left: 20px;">獣害対策課長(宮木崇年)</p> <p style="padding-left: 20px;">農林課長(藤田尚人)</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">事務局長(種村明広)</p>	<p>委員会の前に、4月の人事異動に伴います、新しい農林商工部をご紹介します。部長から順に自己紹介をお願いします。</p> <p>おはようございます。日頃は、農林振興等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。4月から農林商工部長を仰せつかりました二井弘樹です。よろしく願いいたします。</p> <p>4月から獣害対策課に配属されました、宮木崇年です。よろしく願いいたします。</p> <p>4月から農林課に配属されました、藤田尚人です。よろしく願いいたします。</p> <p>4月から教育総務課へ異動になりました小高です。今までお世話になりありがとうございました。</p> <p>4月からお世話になっております小林です。よろしく願いいたします。</p> <p>以上で紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、第29回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶</p> <p style="padding-left: 20px;">会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第29回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言</p> <p style="padding-left: 20px;">議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しております</p>

<p>4 議事日程 (日程第1)</p>	<p>議長</p>	<p>ので、第29回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>(日程第2) (日程第3)</p>	<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、5番議席渡邊勉委員と、7番議席横井啓行委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第61号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第62号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>日程第2 報告第61号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>今回の1法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>引き続き、日程第3 報告第62号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p>	<p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為</p>

	<p>をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、61件、117筆、面積159,117㎡であることを報告します。</p>
(日程第4)	<p>議長 報告第61号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>また、報告第62号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
	<p>議長 続きまして、日程第4 議案第165号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第4 議案第165号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>今回は、相対分が417件、707筆、総面積1,031,014.45㎡です。中間管理機構分は、146件、228筆、総面積336,567㎡となっております。</p>
	<p>議長 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施</p>

する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。  
今回は、件数が多く議案書とは分けて別冊にしております。  
内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、議案第165号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。

本議案につきましては、  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]に関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。

該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。

まず、[REDACTED]の案件107～113番、162番、316番について[REDACTED]を除き採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。

つづいて、[REDACTED]の案件748番、749番について、[REDACTED]を除き採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。

つづいて、[REDACTED]の案件365～368番、701～725番について、[REDACTED]を除き採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。

つづいて、[REDACTED]の案件372～395番について、[REDACTED]を除き採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

<p>(日程第5) (日程第6)</p>	<p>議長</p> <p>全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>つづいて、[ ]の案件731番について、[ ]を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、これまで議決いただいた以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第166号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、日程第6 議案第167号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第5 議案第166号 農地法第3条の規定による農地法等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件15筆、面積13,228.61㎡です。</p> <p>&lt;67番案件&gt;の申請地は、藤原町西野尻及び市場地内の農用地内の田と畑です。</p> <p>譲受人である藤原町市場の[ ]が父である[ ]が所有する議案書に記載の6筆、4,694.61㎡を生前贈与により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;68番案件&gt;の申請地は、北勢町奥村地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町奥村の[ ]が北勢町奥村の[ ]が所有する議案書に記載の3筆、616㎡を贈与により譲り受ける申</p>

請です。

<69 番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の農用地内の田です。譲受人である藤原町西野尻の■■■■が藤原町西野尻の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、2,288 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<70 番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畑です。

譲受人である員弁町下笠田の■■■■が桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、76 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。

<71 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田畑です。

譲受人である大安町石樽南の■■■■が大安町中央ヶ丘の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、5,405 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

<72 番案件>の申請地は、大安町中央ヶ丘の畑です。

登記簿は、山林となっておりますが現況が畑と判断されます。

譲受人である大安町中央ヶ丘の■■■■が大安町中央ヶ丘の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、149 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。

続きまして、日程第6 議案第167号

農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。 令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、1件1筆、面積9,189 m<sup>2</sup>です。

<2番案件>の申請は、令和元年5月9日付けて許可のありました営農型太陽光発電施設を引き続き同事業をするために提出されております。

この申請地は、令和3年6月の委員会において太陽光発電事業者が■■■■に事業継承されており、令和3年8月に継承の許可が出ております。

ただし、営農型太陽光発電施設の許可は3年間となっております。

すので、今回、継続申請を提出しております。

今回のように太陽光パネル設置者と営農者が異なる場合、支柱にかかる5条貸借権等設定の申請、下部の農地に3条地上権設定の申請を合わせて行う事が必要となり、3条と5条は同時許可となります。

ですので、議案第167号の3条地上権設定2番と議案第170号の5条貸借権等設定35番を一緒にご説明いたします。

申請地は大安町字賀新田地内の農用地の畑です。3条の地上権設定者で、5条の借借人である弥富市に住所を有する[ ]が、菰野町の[ ]の所有する議案に記載の1筆、9,189㎡を地上権設定し、内、支柱部分面積61.61㎡を、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。3条5条ともに期間は3年間までです。

5条につきましては、申請面積が61.61㎡となりますが、内訳は支柱基礎・柵・キュービクル・施設柱です。支柱は555本。地上高3mの位置に、太陽光パネル7484.40㎡を設置しています。

この太陽光発電施設の下部の営農計画としましては、農地所有者である菰野町の[ ]が、渋柿を栽培します。

主な作業としては、施肥・除草です。また、このような営農型太陽光施設の下部の日照は柿栽培に支障がない旨が知見を有する者から意見書が提出されております。

3条所有権移転6件と、3条地上権設定等1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特にないようですので、議案第166号を採決いたします。

議案第166号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。よって本申請につきましては、許可することといたします。

つづいて、議案第167号「農地法第3条の規定による農地等の

	<p>地上権設定許可申請承認について」原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7)	<p>議長 続きます、日程第7 議案第168号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第7 議案第168号</p>
	<p>農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について</p>
	<p>(知事処分)</p>
	<p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>
	<p>今回の申請は、1件、1筆で385㎡です。</p>
	<p>&lt;8番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の畑です。</p>
	<p>転用計画としては、所有者の大安町南金井の[ ]が、議案書に記載の1筆、385㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p>
	<p>土地造成は、周囲にブロックを設置して、雨水及び土砂の流出を防ぎます。</p>
	<p>取水は上水道、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は西側道路側溝へ放流します。</p>
	<p>以上4条転用許可1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましては、4月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第168号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>

	<p>議長</p> <p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第168号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第8) (日程第9) (日程第10)</p>	<p>議長</p> <p>続きまして、日程第8 議案第169号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、日程第9 議案第170号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び日程第10 議案第171号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第8 議案第169号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、4件、8筆で1,564㎡です。 ＜54番案件＞の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、麻生田駅が300m以内にあるため3種農地です。 転用計画としては、譲受人である桑名市の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■と、同じく麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、321㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、外周の北側と西側にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は浸透枳を設置し、処理します。 ＜55番案件＞の申請地は、北勢町東村地内の田です。農地区分</p>

は、2種農地です。

転用計画としては、北勢町大辻新田の[ ]が、北勢町東村の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、544㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土し整地を行い、既設のコンクリート擁壁また東側にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<56番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町下笠田の[ ]が、桑名市の[ ]が所有する議案書に記載の4筆、290㎡を敷地内にある法定外公共物11㎡を払下げ、併せて301㎡を個人住宅用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は切土盛土を行い、50cm程度高くなりますが、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<57番案件>の申請地は、藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

この案件は、議案第170号5条賃貸借権設定の34番と関連しますので併せてご説明いたします。

転用計画としては、譲受人兼賃貸人である藤原町上之山田の[ ]が、藤原町上之山田の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、752㎡を、隣接宅地875番1004.95㎡を合わせて太陽光発電用地へ転用し、賃貸借にて津市に住所を有する[ ]へ貸したい旨の計画です。

土地造成は開発に伴わない切土、盛土を行い周囲にフェンスを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は自然浸透及び既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第9 議案第170号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意

見を求める。 令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長  
伊藤 和雄

今回の申請は、3件、5筆で1,893.61㎡です。

<33番案件>の申請地は、藤原町古田地内の田です。農地区分は、2種農地です。転用計画としては、賃借人である奈良県桜井市に住所を有する[ ]が、藤原町古田の[ ]が所有する議案書に記載の2筆、1,080㎡を隣接雑種地1104番の一筆2,402㎡併せて3,482㎡を太陽光発電設備用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い周囲にフェンスを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<34番案件>は、先ほど議案第169号5条所有権移転57番案件にて、併せてご説明いたしましたので、省略します。

<35番案件>は、先ほど議案第167号3条地上権設定2番案件にて、併せてご説明いたしましたので、省略します。

続きまして、日程第10 議案第171号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和4年4月8日提出 いなべ市農業委員会会長  
伊藤 和雄

今回の申請は、3件、3筆で1,031㎡です。

<30番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である員弁町北金井の[ ]が、員弁町北金井の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、320㎡を個人住宅用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみ行い、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<31番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である四日市市の[ ]が、大安町石樽東の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、404㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土約60cm程度行い、コンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の西側道路側溝に放流します。

<32番案件>の申請地は、31番案件の東隣接です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である四日市市の[ ]が、大安町石樽東の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、307㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土約35cm程度行い、コンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の南側道路側溝に放流します。

以上5条所有権移転4件、賃貸借3件、使用貸借3件の計10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、4月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

この案件につきましては、議案第169号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請承認について」4件、議案第170号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請承認について」3件、及び議案第171号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請承認について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

これらの議案について、何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第169号「農地法第5条の規定によ

<p>(日程第 11)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>る農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 170 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第 171 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第 11 議案第 172 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 11 議案第 172 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。 令和 4 年 4 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は 5 件、6 筆、面積 2,878 m<sup>2</sup>です。 &lt;84 番案件&gt;の申請地は、員弁町石仏地内の台帳地目、田です。願出者は員弁町下笠田の [REDACTED] で、平成 8 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p>
--------------------------------------	--

	<p>&lt;85 番案件&gt;の申請地は、員弁町下笠田地内の台帳地目、畑の2筆です。</p> <p>願出者は員弁町下笠田の[ ]で、昭和60年から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;86 番案件&gt;の申請地は、員弁町下笠田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は桑名市の[ ]で、平成8年以前から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;87 番案件&gt;の申請地は、藤原町川合地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は藤原町川合の[ ]で、平成14年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;88 番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町南金井の[ ]で、平成2年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第172号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>5 その他 議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか？</p> <p>それでは、事務局からお願いします。</p>
--	---

<p style="text-align: right;">事務局 議長</p> <p>6 閉会の宣言 【午前10時閉会】</p>	<p>3月4日に開催を予定していた令和3年度農業委員会委員等研修会の説明要旨が届きましたので、机に文書を配布させていただきました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次回は、5月2日（月）午前9時から現地調査です。1番小川太一委員と15番藤田義昭委員は出席をお願いします。</p> <p>5月10日（火）に委員会となりますのでよろしくお願い致します。これをもちまして第29回農業委員会を終了します。</p>
---	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---